

第1 予算審査特別委員会（第4 日目）

H27.3.18（水）10：00～

第二委員会室

開 会 9：58

委員長 昨日に引き続き会議を再開いたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は9名であります。
北海道新聞社の傍聴を許可しております。
これより本日の会議を開きます。

歳入

委員長 歳入の説明を求めます。
山崎部長 （歳入について説明する。）

委員長 説明が終わりました。

これより関連議案第21号及び第40号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水 通告していましたが、今の説明を聞いて加えた部分を先に質疑したいと思いません。

まず、19ページで、地方消費税交付金については全額社会保障に充てるということですが、実際は単なる財源振りかえだと思えるのですが、どのような考え方が示されているのか伺います。

次に、23ページですが、公立の保育所については使用料に振りかえられ、これまでの民生費負担金から使用料に移るということで、何か性格や取り扱い等で変わることがあれば伺いたしたいと思います。

次に、33ページですが、社会資本整備総合交付金は昨年の申請に対して30パーセントの減額回答と。しかも、それが4月3日ごろだということで、財政運営に非常に大きな影響を与えたのですが、来年度もそういったことが見込まれるのかということでお伺いをします。

次は、41ページですが、道税徴収委託金について、これはどういったものなのかお伺いたしたいと思います。何を委託しているのかということ。徴収業務を委託しているとすれば、どういう税目やどんな業務を委託しているのかということでお伺います。

それと、45ページですが、寄附金の一般寄附金で、ふるさと納税の一般寄附金が皆増と言われたのです。予算の立て方としては、途中で補正予算を組んでいるから皆増ではないはずですが、要するに途中で補正予算で増加を見込んでいなかったということなのか確認したいと思います。

52ページ、市債ですけれども、1目の土木費、2目の教育費で伺いたいたのですが、それぞれ起債充当率が何パーセントかということでお伺いします。

次に、通告していた分ですが、48ページです。延滞金収入については、平成27年度の延滞金収入見込み額、これでは延滞金については300万円と。これ自体が見込み額ということだと思いますけれども、その確認とおおよその延滞金に対するパーセントについて伺います。

14ページ、市税のところでお聞きしますが、市税を含む平成27年度の標準財政規模の見込みについて伺います。平成25年度までは確定しているのに、26年度はまだわからないということだと思えるのですが、27年度の見込みについて伺い

ます。

20ページ、地方交付税についてですが、普通交付税の特例加算をどの程度見込んでいるか、また26年度確定額との比較について伺います。

22ページで保育料金ですが、道内35市中どの程度の高さかということで伺います。市は国基準より10パーセント低いということですから、道内35市での位置づけを伺います。

26ページ、同じくごみ手数料は道内35市中どの程度の高さか。

48ページ、育英事業貸付金収入で、貸付残高、金融機関への委託状況、保証金に振りかわった件数、金額、その他返済困難な状況について伺います。

万年係長

まず、1点目の消費税交付金の充当とみなす部分、消費税交付金7億2,500万円ほどで、今回の消費税5パーセントから8パーセントに上がった時の上乗せ分として2億9,800万円ほど見込んでおります。これの充て先ですけれども、社会福祉費に1億9,100万円、そして社会保険費に8,300万円、保健衛生費に2,400万円で見込んでおります。

前田課長

保育料の関係につきましては、負担金から使用料へということにつきましては、法改正に伴うものでございまして、このたび公立施設の利用者負担額については公の施設の使用料に該当するという判断が示されたことから、使用料として計上させていただいたところでございます。

あわせて、保育料35市中どの程度かということでございますが、以前行った調査におきましては大体中間ぐらいということになりますが、所得の区分が必ずしも全市同一ではないものですから、正確かという部分はありますが、全道35市中19位ということでした。

山崎主幹

32ページ、土木費交付金、社会資本整備総合交付金につきまして昨年同様に減額になる可能性があるのかというご質問です。

現在のところまだ要望に対する内示額が示されておりませんが、昨年同様に減額となる可能性はあると考えております。

越前課長補佐

40ページ、道税徴収委託金の委託の部分については、市のほうで道民税も一緒に徴収しているものですから、市道民税の課税人員に対して3,000円が、道から委託料として入ってくるようになっております。

原田主査

清水委員の一般寄附金の歳入につきまして、皆増という言葉を使っていたのではないかということですが、清水委員のおっしゃるとおり、寄附金という科目につきましてはこれまで科目存置以外歳入を見込んでおりませんでした。補正も含めて見込んでおりません。ただ、科目存置で今まで置いていましたので、皆増という言葉は恐らく使っていなかったかと思えます。

越前課長補佐

先ほど道からの委託料とお答えしましたが、委託金と訂正させていただきます。

法島主任級主事

ただいまご質問がありました市債のご質問について回答させていただきます。まず、土木債の充当率についてですが、こちらにつきましては75パーセントのものと90パーセントのものと見込んでおります。

続いて、教育債ですが、こちらが75パーセントのものと90パーセント、それと100パーセントのものをそれぞれ見込んでおります。

越前課長補佐

延滞金の見込み額でございますが、延滞金についてはそもそも本税が納期限を過ぎた後に納付されて発生するというものになっていますので、納期よりおくられて納付する分というのは想定していないということで、算定はしていません。延滞金の性質上、事前に調定するという事は困難でありますので、収入後の

事後調定ということから、その収納率というものも算定はしておりません。先ほどの歳入の寄附金に関係しまして、訂正させてください。補正でも寄附金の歳入は見込んだことがないということだったのですけれども、補正では、基金積み立ての分もありますので、歳入を見込んでおります。当初予算では、科目存置で見込むだけでございます。

堀課長補佐 平成27年度の標準財政規模について、見込みについてお答えをさせていただきます。標準財政規模とは、標準税収入額と普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計のことでありまして、平成27年度の見込みといたしましては117億3,000万円と見込んでいるところでございます。

万年係長 普通交付税の特例加算の関係ですけれども、特例加算という言葉はないので、歳出特別枠のことでよろしいかと思っておりますけれども、歳出特別枠、昨年から国の地方財政計画で一部縮小して財源振りかえということになっております。昨年の実績をもとに積み上げしまして、そこから地方財政計画の29.3パーセントを加味しまして計算いたしましたところ、平成27年度は6,164万円ほど見込んでおります。昨年比2,300万円ほど減で見込んでおります。

大橋係長 ごみ処理手数料の全道35市中どの程度の高さかということについてご説明させていただきます。手元には、平成25年6月調査したデータしかございませんので、こちらのほうで説明させていただきます。この時点で35市中4位というような状況でしたが、滝川市のほか24市が滝川市と同額というような状況でございました。この資料によりますと、改定後は全道3位ということになりますが、この調査は消費税改定前のデータでありまして、増税後に見直しをするという市が幾つかございましたので、現在の順位は把握していない状況でございます。

小谷係長 育英事業の関係でお答えします。貸付残高ですけれども、平成27年当初の見込みでトータル1,729万6,836円を見込んでおります。金融機関への委託状況ということですが、これは例えば日本学生支援機構などの債権回収の委託ということだと思っておりますが、滝川市の場合は、債権を債権回収会社に委託しておりませんので、そういう件数はございません。保証金も振りかわることはないです。返済困難状況については、最近だと今までなかなか仕事につけなくて払えなかったという方もいらっしゃるのですけれども、しばらくお支払いのなかった方がお支払いいただいたりしている状況です。中には困難な方もいらっしゃいます。まだ仕事につけなくて働けない、返せないという方もいるのですけれども、そういった方は納付相談を受けて分割納付していただくなどしている状況です。

清 水 まず、資料要求したいのですけれども、保育料金の35市の比較について恐らく表になっていると思うのですが、現段階のそういった表で結構ですから、資料要求をしたいと思えます。

委員長 前田課長 所管は、資料の準備は可能ですか。

委員長 清水 少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。

清水 それでは、少し時間がかかるということで、先に再質疑してください。まず、社会資本整備の関係ですけれども、30パーセント程度ということになれば、やはり1億円を超えるような財源不足がまた生ずるということですが、これについてはある程度織り込み済みであろうと思うのです。こういった対応を

されていくのか伺います。

延滞金についてですが、やはり延滞金は本税の滞納が確定されないと調定されない。ただ、だからといって一円も調定できないというのは一般常識では通用しない話です。数千万円から1億円が予想されるわけだから、300万円見込んであるということは5パーセントとしたって6,000万円ですよ。だから、一円もわからないというのは、余りにもお役所的な答弁です。だから、これぐらいはわかるとか、そういうことを言ってほしいと思いますが、その辺どう考えるのか。いずれにしても、市民の一般常識から考えると、わからないとか示せないということではなくて、やはり最低これぐらいはあるとか、そのような答弁をいただきたいと思いますので、伺いたいと思います。

育英事業貸付金ですけれども、今わかったのは、これは直接市が納付書をいまだに発行しているということです。全国に散らばっている奨学金を借りた方々に対して、現在どこにお住まいになっているかを把握しながら納付書を送っていると。そういうことで確認していいのか。また、保証金もないということであれば、恐らく今のご答弁では自己破産だとかいうこともないのだろうと思いますが、そのあたりも確認したいと思います。

53ページ、市債の75パーセントから90パーセントあるいは75パーセントから100パーセントということでお伺いしましたが、75パーセントの市債が今回でいえばどの程度占めるのか。できれば金額で、おおよそこれぐらい、あるいは何割ぐらいが75パーセントに該当するというようなことでお伺いしたいと思います。

委員 長
前田課長

先ほどの清水委員からの資料要求について、資料の用意は可能ですか。今手持ちで資料はございませんで、表になったものがすぐあるということではございません。必要ということであればこれから作成することになりますので、少々お時間をいただきたいと思います。

清 水

できればこの委員会が終わった後に机上配付で結構です。非常に大事な資料だと思いますので、資料要求したいと思います。

委員 長

それでは、清水委員から要求がありました保育料の全道比較表について、本委員会として資料要求することに異議ありませんか。

渡 邊

比較対照するために資料要求するというのであれば、今早急にという必要はないと思います。新年度になってからでも十分間に合う対応ができるのではないかと思います。

委員 長
山 口

ほかに意見ありますか。

比較表の資料を要求してこの委員会で何を質疑するのかによりますが、先ほど順位とか聞いていましたけれども、ほかにその資料をもとに聞きたいことがあれば口頭で聞いたらいいのではないですか。

副委員長

これから討論、採決が予定されておりますので、後日の配付であればご本人が確認するという手段もありますので、配慮していただきたいなと思います。

委員 長
清 水

清水委員、何かありますか。

まず、急ぐかということであれば急がないから事後の配付を求めたのであって、できるだけ早くということでは言いました。

私が問うた上で全道19位ぐらいだということが答弁で出ましたので、では19位というのはどの程度の19位かということをよく知りたいがために資料要求したいのです。

それと、個人的にと言われましたけれども、地方自治法では議員に調査権は認

- められていません。ましてペーパーでの資料を議員が求めるということは原則認められていないので、再度求めたいと思います。
- 委員長 改めて資料要求についてお諮りします。
資料が必要と思われる方の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 委員長 挙手少数であります。
よって、資料要求については認められません。
それでは、清水委員からの再質疑についての答弁を求めます。
- 山崎主幹 社会資本整備総合交付金の関係ですけれども、大幅に減額になった場合の対応ということですが、まず社会資本整備総合交付金につきましてはそれぞれの事業におきましてその事業費に対して交付率がありまして、その交付率に基づいて交付額が決定されております。例えば大幅に減額になったとか金額が変わった場合につきましては、事業効果が上がりますように内示額に見合った見直しをする必要があると思います。そのような形で検討しながら整備を進めていきたいと考えております。
- 小谷係長 育英事業について、納付書を一人一人に送っているのかということですが、全て送り先を把握しておりますので、こちらから一人一人に納付書を送っております。それと、自己破産した方はいないのかということですが、自己破産された方はいらっしゃいません。
- 鎌田課長 延滞金についてです。状況も含めてお話させていただきたいと思います。延滞金が発生する人というのは、さまざまな事情から納期内納税ができなかった方たちだということです。税務課としましては、平成26年度当初から例えばコンビニ納税を導入をしたり、口座振替についてもこれまで同様勧奨を続けてきたということで、納期内納付のための環境整備を続けてきているところです。もちろん事情があってお支払いに行けないということに対しては、訪問徴収で対応することも行っています。その結果、平成26年度12月末現在ですけれども、全体の市税納付済み額、国民健康保険税も含みますけれども、そのうち76.86パーセントの納税者の皆様に納期内に納税していただいているという事実がございます。したがって、残る方たちに延滞金が発生しているということであり、ただ、その中には経済的事情等がありまして支払いができないというような方たちも当然含まれておりますから、納税相談等を行いまして、延滞金に関しても説明し、理解をいただいているというような状況であります。当然延滞金の管理につきましては、1人別には未納本税と合わせて延滞金額は幾らあるのか、それから今後発生する延滞金が今現在幾らぐらいで計算されているのかということについて管理されています。しかしながら、全体としてこれを見ますと、本税を優先して納付している人も中にいらっしゃいます。当然本税を優先して徴収するのですが、一人の納税者の方であっても本税のみを納付した部分があったり、それから遅延本税を分割して納付している部分があったり、納付約束等に伴って将来の延滞金額を設定して納税者と話をしている部分があったりということで、非常に延滞金の計算自体が混在している状況にあるわけです。したがって、現状ではそういった管理ができていないのだというようなことで本会議でもお話したところでありますけれども、その部分についてご理解いただきたいと思います。管理方法も含めて、現状の地方税の状況につきましては我々もいろいろと勉強しまして、調査等も行った中ではどこも似

たような状況で管理されているということで確認してございますので、今後この辺も何か国等から示しがあれば改善しなければならない。ただ、現状においてはそういう状況であるということを理解していただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、1人別に管理ができていないわけではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

法島主任級主事

市債について答弁させていただきます。

充当率75パーセントの市債について、土木債、教育債、それぞれの見込みについてですが、土木債につきましては1,880万円を見込んでおります。また、教育債につきましては8,580万円を見込んでおります。充当率75パーセントの市債に関しましては、原則的には補助金が当たらない単独事業費について充当しているものとなります。

清 水

延滞金について、1人別というのは個人別ということですよ。個人別に管理できているけれども、いろいろ混在しているので、総額あるいは総額のようなものについて幾ら以上ということも示せない。なぜこれを聞くかという、延滞金というのは、本税を払った、おくれてでも一生懸命払った。それ以上もう全然生活に余裕がないのに延滞金についても本税の滞納と同じように差し押さえが終わり、同等に扱われる。法律はそうなっているかもしれませんが、個々にしてみれば私は十分払ったのではないかと。いわゆる滞納、本税も払っていない方と本税を完納した方ではやはり思いに相当差があると思います。そういう中で、実際延滞金を払っていない人はどれぐらいいるのか。本税を払っていない人がこれだけいるのに対して、延滞金というのはもっといるのか、これだけ少ないのかということがわかれば、その方も滝川市の税の徴収額を上げるためにそれでは協力しようとか、そういう気も起きるのかもしれませんが、何か自分だけが延滞金の徴収を求められているような、いろんなうわさもあるのです。かつては延滞金を免除したときもあったわけですから……

委員 長
清 水
鎌田課長

清水委員、質疑の趣旨を明らかにしてください。

ですから、せめて幾ら以上とかいう表現で答弁していただきたいと思います。せめて幾ら以上というお話ですけれども、全くもって根拠のない数字になってしまうと思うのです。先ほどお話しましたとおり、全体の8割近くの方たちが納期内納付されているということは、2割を幾分超える方たちに延滞金が発生しているのだと思われるわけで、それで十分ではないのかという思いが1つあります。

それから、繰り返しになりますけれども、今現在も延滞金がどんどん加算されていっている方たちもいらっしゃいますし、計画的に分割納付されて将来的な金額はこれだけですよという方たちもいらっしゃいます。それから、延滞金だけが存在しているという方たちも中にいらっしゃいます。そういった状況を一部だけ金額を示すというようなことに何らかの意味があるのかなと思います。また今仕組み上そういったことは示せる状況にないということを繰り返し申し上げていますし、その一部を示すことが必要かどうかということに関して言えば、私は必要ないのではないかと判断いたします。

清 水

聞き方を変えたいと思うのですけれども、延滞金が残っている方に対して督促状は毎月送付されるのか、それとも3カ月とか、1カ月ではない一定期間ごとに送付されているのか、それについて伺いたいと思います。

鎌田課長

そもそも延滞金に関しては、税法上は納期限を過ぎて納付する方に一定の割合、

一定の期間で計算して、あわせて納めてくださいというような法律になっています。したがって、本税の遅延に対して督促状が出たときに、こういった割合で延滞金がかかりますというアナウンスを法定文書として行っているということがまず1つです。その後延滞金額が確定したり、それから計算途中の延滞金額については、年4回催告書というものを発送しておりますので、その中で個々の納税者の皆さんにお知らせしているという状況です。

清 水

今の答弁で延滞金が確定した人という表現がされました。つまり調定されたということですね。その方々については3カ月に1回督促状等が送付されているということであれば、最低でもその部分については手計算すれば済むわけです。もう一点聞きますけれども、延滞金の金額についてある時点での総額というのはコンピュータのシステム上はそういったものはないと思うのですが、それをまず確認します。ですから、私の質疑、延滞金の総額が幾らなのかということを出そうと思ったら、手計算になるということについて確認をしたいと思います。

委員 長

同じような質疑をこれまでも違う委員会や本会議等で行ってきて答弁をいただいていると思うのですが……

(何事か言う声あり)

委員 長

もらわないと言っているわけではありませんので、そういったことも踏まえて延滞金の総額について手計算でも示せるかどうかということについて、ご答弁いただきたいと思います。

田中部次長

今委員長がおっしゃいましたとおり、本会議でもこの件について十分申し上げました。

(「関係ない」と言う声あり)

田中部次長

関係ないことないですよ。同じことを何回も繰り返すことになります。だから、手計算でやれというのであれば、確定したものはシステム上、今できないのです。滝川だけではなく、多くの市でそういうことなのです。それをやれというのであれば、税務課の全職員を動員して、個々に積み上げるのか。先ほど課長が言っているのは、その必要性が事務執行上あるのかどうかということなのです。やれることとやれないことがありますから、やれることはやっています。我々は今事務執行上必要なものを行っています。ですから、清水委員の求めるものは今優先順位として必要があるのかといたら、今はできません。やれというのであれば、それは手計算でやりますけれども、我々は必要性がないということを申し上げているのです。将来的な課題として、確定した延滞金をどうするのだということはあると思います。

清 水

私の真意は、制度を曲げろとは一切言っておりません。制度を通してやるのであれば、今滝川市は財政健全化計画を策定しなければならないというときに、いわゆる未収金に当たる金額を、しかも数千万円あるというものをある程度、できる限り確定する必要があるのではないのかという趣旨なのです。それ以外の何物でもないのです。そういったことに手計算もできないとか、その人件費、税務課職員が大変なことになるとかという何か抽象的な表現をされましたけれども、そういうことを確定していくことが今後の財政健全化計画策定の上で必要性が全くないと考えますか。

鎌田課長

先ほどお答えしましたけれども、必要がある、必要がないという判断をする、しないではないのです。清水委員とは、これまでもいろいろな税に関する問題

で議論させていただいていますけれども、地方税は地方税、地方税法等のルールで全国一律の縛りといえますか、規則的なものが示されているわけです。当然その事務執行に関しては、ほぼ様なものになっているわけですから、今多くの自治体に関して我々が調査したという中でそういった状況にないということを確認した上で次長の答弁でもありますので、必要がある、必要がないということをお話をしていきたいと思います。もちろん調査研究は続けていきますから、そこをご理解いただきたいということをお話をしたわけです。

委員 長
荒 木

ほかに質疑ございますか。

42ページ、財産貸付収入の13.3パーセント減額の見込みのもう少し詳しい説明をお願いします。減額の内訳について伺います。

委員 長

答弁を求めます。

(「ちょっと答弁に時間を……」と言う声あり)

委員 長

答弁に時間がかかるということなので、後ほど答弁いただくこととします。

それでは、ほかに質疑ございますか。

大 谷

35ページ、公立高等学校授業料不徴収交付金について、収入に応じて高校の授業料を免除するということですが、人数にしてどのぐらいいて、率としてどのぐらいなのか。それから、地元の高校ではなくて、札幌の高校に行っている、あるいは私立高校に行っているだとか、滝川以外に行っている部分についても含まれているのかどうかということをお伺いします。

次、33ページ、保育緊急確保事業費補助金について、これはどういうものなのかお伺いいたします。

それと、41ページ、自殺予防対策事業費補助金、わずか3万3,000円ですが、これはどういう内容なのか。

それから、49ページ、清水委員からもありましたけれども、育英事業貸付金の返済について、借りるときに誓約書は当然もらっているのだと思うのですが、回収率が85パーセント、それから過年度分については10パーセントということですが、これらについて納付書の送付は、先ほど言った市税などと同じように年に4回ぐらいしているのか、どういう状況になっているのか。あわせて納付相談等を行っているのかどうかをお聞きいたします。

次、53ページ、学校給食費について、来年度から公会計になるということですが、今まで学校で行っている場合は学校ごとの行事、スキーに行くから給食をカットだとか、学校の状況によってカットできたのですが、これが公会計で市全体となるとどのようになるのか、認められるのかどうかということです。

それから、長期間欠席した場合、1週間以上は給食費はカット、払わなくてもいいといった部分があったのですが、そういったことはどうなるのかお聞きいたします。

法村事務長

公立学校授業料不徴収交付金について説明させていただきます。

例えば、滝川西高の新3年生は今279名いるのですが、その279名と文部科学大臣と財務大臣とが協議して定める率で計算されまして、その分が国のほうから交付される制度となっております。平成26年度から新しく始まりました就学支援金制度のほうで保護者の所得制限がある制度となっております。これは、滝川西高に入っている生徒についてのみの計算となっておりますので、ほかの学

校に行っている生徒は関係ありません。

前田課長 保育緊急確保事業補助金につきましては、以前子育て支援対策事業費補助金として計上されていた中身でございます。内容といたしましてはつどいの広場事業、ファミリーサポートセンター、赤ちゃん訪問などの地域子育て力強化事業、一の坂、花月でございます子育て支援センター事業などが交付の対象となっているものでございます。

長瀬課長 自殺予防対策事業費補助金ですけれども、平成27年度に行います歳出関連の自殺対策のゲートキーパー養成講座にかかわる事業に対する10分の10の助成金でございます。

小谷係長 育英事業についてお答えします。
督促の回数ですけれども、一斉に送るのは大体年に2回送っています。そのほか納付の約束がされている方がおりますので、納付がない場合には最近では電話で個別に督促というか、相談をしている状況になります。その際に生活の状況ですとか仕事についている、ついていないなどお聞きして、一括が無理であれば分割などの相談をさせていただいております。

山本係長 学校給食費の公会計移行後の対応でございますけれども、今まで学校での私会計で運営しておりましたので、各学校ごとにそれぞれの学年行事等に合わせまして、給食の実施回数を定めて運営してきたところでございます。公会計に移行した後の取り扱いでございますけれども、年度当初に各学校に学年ごとの行事に対応した年間の実施回数を提出いただきまして、これに基づきましてそれぞれの学年を単位とした給食費の設定をいたしまして、それを各保護者に通知するという事を予定してございます。
また、欠席等した場合の対応でございますけれども、これも従前の私会計はそれぞれの学校ごとのルールを決めて運営してきたところでございますが、公会計移行後につきましては、基本的には4日前までに学校を通じて教育委員会に申し出のあった部分につきましては欠食ということで、年度末に一括精算するという事で予定してございます。

大 谷 給食は4日前にということですが、連続して何日ということもあると思うのだけれども、その辺はいかがでしょうか。
それと、アレルギー対応給食については、給食費は同じと考えていいのか伺います。
それから、自殺予防対策事業でゲートキーパーの養成と。このゲートキーパーとは、どのようなことをするのか。
それと、育英事業については2回文書で送付し、その後なお電話をかけていると。納付相談というのは、直接会って相談、状況調査とか、そういうこともあるのかどうか、その点についてお伺いします。

山本係長 学校給食費に関しまして、連続して何日以上かという規定の関係でございますけれども、連続して何日という規定は設けませんので、4日前までに申し出があったものにつきましては1食単位から減額をするということでございます。
また、アレルギー食の給食費につきましては、滝川第三小学校親子方式の給食施設が完成いたしまして、準備が整い次第アレルギーに対応した給食の提供ということになりますけれども、給食費については、小学生239円、中学生289円という単価について相違はございません。

織田主幹 ゲートキーパー養成講座についてご回答いたします。

この講座に関しては、平成24年度から開始しております、ことしで4年目になります。この講座の主な目的としましては、最近うつだとか、いろんな心の悩みを抱える方たちがいますが、そういう心の悩みを抱える方たちを地域で見守るということで、市民一人一人がそういった人たちの心も理解しながら地域で支え合っていこうということで広めていく講座になっております。

大 谷

ゲートキーパーの役割について、地域で見守るということなのですが、そういう人をピックアップする、見つけ出すとか、そういったことは民生委員とか、その辺もわからないので、教えていただければと思います。

織田主幹

対象者は市民ということで、民生委員も含みますし、いろんな施設等に関与している関係者も含みます。あと、一般市民ということですので、どなたでも参加できるということで、どの関連する領域でも皆さんが見守れる体制ができればということを目指しております。

小谷係長

育英事業についての質疑ですが、文書をお送りした後に窓口に来られて直接お話しされる方もいらっしゃいます。ただ、人数は少ないです。ほとんどが電話でお話ししている状況です。

委員 長

それでは、先ほどの荒木委員の質疑に対する答弁を求めます。

酒井係長

財産貸付収入の減額部分については、教員住宅家賃の減によるものでございます。

荒 木

お聞きしたいことは、要するに土地を貸したり、そういう収入がある中で、総体的に例えばこの中に太陽光だとか、そういう土地の部分が入っているのか。

酒井係長

今回の教員住宅の減については、今まで学校の管理職の先生については教員住宅に入ることが前提でしたが、老朽化といったこともありまして、教員住宅の住居を利用しないで、市内の校区の中であれば入居していいというような形に変えたものですから、それによる教員住宅を利用しなくなったものの減の部分によるものでございます。

荒 木

では、要するに土地を貸している者はふえて、家を貸しているのは減っているという解釈でよろしいですか。

遠藤係長

貸地料の中には、太陽光発電の分は含まれております。昨年並みということでありますので、減ったのは貸家料のほうということになります。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

渡 邊

14款、使用料及び手数料の全般で、厳しい財政、いろんな部分で歳入を組み立てたと思います。その中で、予算編成時で使用料、手数料の全部について見直すというか、そういう検討はなされたのかどうかお聞きしたいと思います。

高橋課長

使用料、手数料の検討を平成27年度予算の時点でしたかということでございますけれども、全般的な見直しという部分ではやっておりません。個別に粋配当を行った部分がありますので、その中でご検討された所属もあると思いますけれども、現実的には予算に反映という形にはなっておりません。今後財政健全化計画の中で全般的な検討を行っていく予定でございますし、従来から何年か置きに使用料、手数料の状況については把握しながら進めている状況でございます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたしました。
以上で歳入、関連議案第21号及び第40号の質疑を終結いたします。
この後若干休憩して11時30分から再開とします。

休 憩 11 : 17

再 開 11 : 29

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
本日まで4日間質疑を行ってきましたが、市長に対する総括質疑への留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 確認しましたので、以上で全ての質疑を終結いたします。

討論

委員長 これより討論に入ります。

討論順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、市民クラブ、新公会、公明党、清水委員の順となります。

最初に、市民クラブ、大谷委員。

大 谷 それでは、平成27年度第1予算審査特別委員会の討論要旨を申し上げます。
市民クラブを代表して、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号、平成27年度滝川市一般会計予算及び関連議案を可とする立場で討論いたします。
初めに、前田市政4年間の中で取り組んできた世界に誇れる国際田園都市構想、滝川市社会福祉事業団への事業移管、施設譲渡、定住自立圏構想や滝川地区広域消防事業組合の誕生や広域行政の推進など多くの取り組みを高く評価するとともに、地域消費喚起・生活支援型交付金、地方創生先行型交付金の適切な配分、そして市税8,426万円の減、地方交付税9,222万円の減という厳しい状況の中予算編成に当たられました理事者、職員の皆様に心より敬意を表します。平成27年度は市長改選期でもあり、骨格予算となっておりますが、学校の耐震化事業、学校給食設備の整備事業費、駅前広場整備事業費などの継続事業なども配慮されていることや長年の懸案でありました給食費の公会計が4月より実施となることにも期待するものです。

以下、若干の意見を付して討論といたします。

歳入、財政確保のため、交付税、国、道の各種補助金などの活用と確保に引き続き努力されたい。2、自主財源となる市税、地方税、交付税はともに減額となり厳しい情勢となりましたが、市税徴収体制の強化に努め、自主財源の確保に努力されたい。3、ふるさと納税による財源拡大のため、魅力ある特典内容となるような仕組みを検討されたい。

歳出、1、総務費、1、市役所改革や行政改革を図るために職員の交流や視察研修など可能な限り積極的に行われたい。2、未来へつなぐ市民力推進事業、町内会等活動促進事業については、PRの工夫など利用拡大の努力をされたい。

3、町内会から上がってくる街路灯のLED化の促進について引き続き努力されたい。4、男女共同参画推進計画に基づき女性の参画推進に一層力を入れて取り組まれたい。

2、民生費、1、敬老特別乗車証の利用が難しい高齢者の交通の確保について引き続き検討されたい。2、敬老事業については多くの方の意見を聞いて計画を策定されたい。3、高齢化が進む中で民生委員の活動はより重要となってきます。民生委員が積極的な活動が行われるような環境づくりに配慮されたい。

4、保育所の保育士の配置については、保育士の労働条件の向上と安全安心な保育環境を維持していくために正規職員の比率を高めるよう努力されたい。

3、衛生費、1、特定不妊治療費助成に早期に取り組まれるよう努力されたい。

2、子育て世帯の負担軽減のため医療費の無料対象年齢の拡大に努力されたい。

3、ごみ回収では、雑紙のほか空き缶やペットボトルなど資源ごみ袋の無料化を検討されたい。

4、労働費、1、高齢者のためのシルバー人材センター活用に力を入れられたい。2、通年雇用促進のために引き続き努力されたい。3、各種補助金を利用して失業者の就労に配慮されたい。

5、農林業費、1、菜種の安定栽培と菜種製品の販路拡大に努められたい。2、農業者に対する後継者対策や新規就農者支援により一層の努力をされたい。

6、商工費、1、丸加山のコスモス栽培に力を入れ、菜種とあわせた花観光事業を大きく展開し、集客を図る努力をされたい。2、商店街の空き店舗対策に力を入れられたい。

7、土木費、1、除排雪については、除排雪組合に指導を徹底し、雪道の安全確保、特に通学路の除雪に配慮されたい。2、障がい者や高齢者の門口除排雪については特段の配慮をされたい。3、大雪に対処し、交通網の確保に万全を期されたい。

8、教育費、1、35人以下学級の早期完全実現に一層の努力をされたい。2、学びサポートの時数拡大や有効活用に努力されたい。3、図書館の利用、活用に引き続き努力されたい。4、学校の教育環境整備に力を入れるとともに、備品、消耗品費の増額にも努力されたい。5、パークゴルフ場については、経費の削減、交通や利用料金の設定について早急な検討をされたい。

最後に、今予算委員会における討論の趣旨を十分に踏まえて第2回定例会における政策予算計上に最善の努力をされますよう要望して討論いたします。

委員 長
関 藤

次に、新政会、関藤委員。

それでは、平成27年度第1予算審査特別委員会討論要旨を申し上げます。

新政会を代表しまして、第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号平成27年度滝川市一般会計予算及び関連議案第13号から第15号、第18号から第24号、第26号から第28号、第31号から第35号及び第40号を可とする立場で討論いたします。

先般中期財政フレームが示され、厳しい財政運営の中、市理事者、関係職員の皆様に対し予算案作成に努められましたことに敬意を表します。予算執行におかれましては、興す、育てる、動かすから滝川の未来に向けて必要不可欠な事業については「継」として進めていただくためにも意見を付しまして討論いたします。

歳入、財政健全化が急務となる中、ふるさと納税制度の活用など歳入確保に努められていることは評価いたしますが、安定財源を維持するためにも国、道の交付税、助成金の確保に努められたい。さらに、地方創生における交付税確保に向けて努められることを要望いたします。

歳出、1、総務費、地方創生先行型交付金を活用し、平成27年度中に策定される地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を綿密に協議、検討され、国の評価に値する計画案を策定されたい。

2、民生費、建てかえ事業が進んでいる緑寿園の運営計画に対し、滝川市社会

福祉事業団と将来的な維持管理体制ができるよう滝川市として連携をとっていただきたい。また、安心して暮らせるまち滝川となるよう老人福祉、医療の充実に力を入れていただきたい。

3、商工費、商業振興、中心市街地活性化対策に力を入れていただき、さらに空のまち滝川として魅力あるスカイスポーツのイベント等の充実に努められたい。

4、農林業費、世界的な食の争奪が予想される中、滝川市の基幹産業である農業を維持、発展させていく必要があることから、担い手育成と就農者確保にさらに力を入れていただきたい。また、畜産試験場跡地利用について積極的な活用法を検討されたい。

5、衛生費、市民の健康を図る管理システムの充実と市立病院に移転された休日夜間救急維持確保事業の充実に努められたい。

6、教育費、学校給食公会計の実施による保護者負担の公平性を確保するとともに、段階的に保護者負担の軽減となる施策を打ち出していただきたい。また、学力向上と語学教育のさらなる充実に努められるとともに、心の教育の充実と道徳教育の教科化に対し教育のまち滝川として全国に誇れる学校教育の充実に努められたい。

以上を申し上げて、新政会の討論といたします。

委員 長
副委員 長

次に、公明党、三上委員。

公明党を代表し、第1 予算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成27年度滝川市一般会計予算及び関連議案を可とする立場で討論いたします。

平成27年度は改選期に当たり、骨格予算ではありますが、厳しい財政状況の中でも将来を見据えた予算編成に取り組まれました市長、理事者、職員の皆さんのご努力に敬意を表します。市長は、本会議の答弁で中期財政フレームを受け、聖域を設けることなく廃止する事業、見直しする事業を精査し、検討していくとの決意を表明されました。この覚悟があればこそ多くの市民のご理解を得ることができると思います。

新年度は、滝川市にとって将来を決する重要な1年となります。住民の高齢化、そして人口流出に直面する滝川を初めとするこの地域にとって、地域社会の衰退に歯どめをかけ、どのように展望を開いていくかが課題であります。地域の将来像を明確に描き、魅力あるまちづくりを進めなければ活路は切り開けないと考えております。その意味で市長、議会、潜在力あふれる職員の皆さん、そして滝川市民の皆さんが力を結集し、滝川市総合戦略をつくることが重要であります。私は、そのことを要望し、賛成討論といたします。

委員 長
清 水

最後に、清水委員。

日本共産党の清水雅人です。私は、議案第1号、平成27年度滝川市一般会計予算を否とする立場で、また関連議案全てを可とする立場で討論を行います。

まず初めに、新年度予算の特徴について述べます。第1は、消費税増税で約7,000万円、北電電気料金で7,000万円、また過去の市政のツケ払いである土地開発公社の借金埋め合わせに9,000万円、市税と地方交付税減少で1億2,000万円の歳入減など現市政に責任がない収支悪化が約3億5,000万円に上ります。第2は、市は中期財政フレームで平成29年度中にも基金が底をつくという見込みを示し、前田市長が何もしなければという注釈つきだとしても、非常事態宣言という言葉が記者発表で使い、市民が不安な目で見ている中で編成された予算であるこ

とです。第3は、統一地方選挙前の骨格予算です。

次に、予算を否とする理由は以下の1点です。新年度予算では、聖域なく見直すという言葉と裏腹に不要不急な建設事業の見直しがされた形跡が見られないことです。市民自慢のパークゴルフ場の後半工事、駅前広場事業のモニュメントとしてのグライダー設置や太陽光発電設備を少しの変更もなくそのまま続けることはいかがなものでしょうか。

以下、意見を述べて討論とします。

1、一般会計の借り入れ残高見込みは、臨時財政対策債を除く現在高が平成32年度に約43億円になる資料が提出されました。私の試算では、これに5年間毎年6億円の借り入れを足すと73億円となります。27年度末との比較では、103億円から73億円へと30億円減少し、標準財政規模は117億3,000万円であり、標準財政規模比では88パーセントから66パーセントまで減少します。統一地方選挙後に財政健全化計画の策定作業が始まりますが、市民に対してこれを家計に例えて説明するなど市民とともに考えることが必要です。ちなみに、私の試算では500万円の収入の家庭のローン残高が440万円から5年後には収入が480万円に減るものの、ローン残高も317万円まで減少するということになります。貯金は少ないものの、健全なローン残高ではないでしょうか。

2、発注時に積算した人件費と受注先の賃金について市が把握を強化し、市内労働者の賃金引き上げにつながるように努めることを強く求めます。例として、一般廃棄物収集運搬委託2億2,684万円を挙げると、積算では71パーセントを人件費として見ており、車両費や保険、諸経費を29パーセント見えています。一年を通じて月曜日から土曜日まで市の仕事に従事している労働者は15台33人で、平均年収は会社の社会保険料負担1人当たり80万円を除いても積算価格を100パーセント充当されたとすれば408万円になります。33人のうち数人はアルバイトと言われています。また、正規とはいえ10年以上働いても賃上げもほとんどなく、200万円から250万円で、高校新卒より少しよい程度の給料だという労働者もいらっしゃいます。この契約では、少なくとも2割は賃金を上げられるのではないのでしょうか。今のは一例です。まず、手始めに業務管理委託のように7割以上が人件費である公契約に従事している労働者の賃金を把握することから開始することを求めます。

3、福祉除雪委託料については、積算の時点で人件費の概念そのものがないことが判明しました。他の発注でも積算時に人件費が明確になっているかどうかの調査を求めます。

4、滝川環境維持管理協同組合など事実上毎年随意契約以外考えられない事業については、協同組合の組合員が事実上の受注企業になります。その組合員からの下請、孫請があれば実際に働く会社の受注金額は減額します。また、新規に組合に加入できなければ下請をせざるを得ません。実際に仕事をしている企業の組合員比率を調べるなど公契約の適正化のための調査を求めます。

5、教育委員会では独自の35人学級や学校サポート事業は評価しています。一方、中学校の部活動での教員の休日出勤や残業実態の把握がされていないことは重大です。また、自宅に仕事を持ち帰っていることは個人情報保護からあり得ないという答弁もありました。長時間労働の実態を正確に把握して教員の心身と人権を守ることを求めます。また、状況に応じて部活動指導者及び管理者などを雇用するなどの制度化の検討を求めます。

6、歳入では、延滞金の総額について本委員会でも全く示されませんでした。最低でも調定額が確定した金額の合計は示されると考えます。一方、法制度や他自治体でも総額を示していないことも理由として挙げています。法律は不備があれば改正するものです。市が一般会計基金が3年でゼロになる中期財政フレームを出している中で、未収金である延滞金額を可能な限り示すことが必要です。また、延滞金額の総額を示すことが延滞金の納付を促進し、市民の意欲向上につながることも考えます。

以上です。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して3月27日までに事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより採決を行います。

先に、反対討論のありました議案のうち、**議案第1号 平成27年度滝川市一般会計予算**を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に、残りの

議案第13号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第14号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例

議案第18号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号 滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例

議案第32号 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター）

議案第40号 滝川市の公の施設の赤平市民の利用について

の19件を一括採決いたします。
本案をいずれも可とすべきものと決することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

委員 長

異議なしと認めます。
よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。
お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように決定させていただきます。
以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員 長
市 長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。
第1予算審査特別委員会閉会に当たりまして、委員長のお許しをいただきまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。
窪之内委員長、そして三上副委員長を初め、委員各位におかれましては、本日までの4日間精力的に審査、ご議論いただきました。ただいま上程された議案に対しましていずれも可として認定いただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。付されました意見等をしっかりと参考としながら今後の予算執行に当たる所存でございますので、よろしく願いいたします。
4日間大変お世話になりました。ありがとうございました。

委員 長

この4日間活発な質疑を行っていただきました委員の皆さん、そして適切なご答弁をいただきました関係者の皆さんに厚く御礼を申し上げます。今回は、骨格予算ということでありました。その後6月には政策予算も出されることになります。どういった滝川市をつくっていくのかということが財政が非常に厳しい中での政策予算となるわけです。そうした中での滝川のまちづくりに職員の皆さん、そして議員の皆さんも力を合わせて市民にとってすばらしい滝川市になることをこの場での最後のご挨拶としたいと思います。4日間本当にありがとうございました。
以上で第1予算審査特別委員会を閉会いたします。長い間ご苦労さまでした。

閉 会 11:55